平成 30 年度 大学教育再生戦略推進費 Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材育成プログラム (a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト 育成事業 公募要領

平成30年4月 文部科学省

目 次

1. 背景・目的1	(3)成果の発信・普及11
2 . プログラムについて2	7. 申請書等の提出11
(1) 申請対象となる事業2	(1)提出方法11
(2) 選定件数5	(2) 留意事項11
(3)補助期間5	8. 補助金の執行に関する留意事項等12
(4) 事業規模5	(1)補助金の執行に関する留意事項12
3. 申請資格·要件等6	(2)補助金における不正等への対応12
(1)申請者等6	9. その他13
(2) 申請可能件数6	(1) 学生等の安全確保13
(3) 申請資格6	(2) 事業情報の公表等13
(4)申請要件7	10. 問合せ先等14
4. 申請書の作成8	(1)問合せ先14
5. 選定方法等9	(2) スケジュール14
(1)審査手順9	(別添1:プログラム一覧)15
(2)委員会による意見9	(別添2:申請制限対象プログラム)16
6. 事業の実施と評価等9	(別添3:経費の使途可能範囲)17
(1) 実施体制等9	
(2) 事業の評価等 10	

(a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業 公募要領

1. 背景•目的

(1) Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業とは

第4次産業革命の進展による産業構造の変化に伴い、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト(人材)」「データ」である経済システムに移行しています。また、あらゆる産業でITとの組み合わせが進行する中で、我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、ITを駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、我が国の成長を支える産業基盤の強化とともに、新たな産業を創出する人材の育成が急務となっています。

そのため、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society5.0の実現に向けて人材不足が深刻化しているサイバーセキュリティ人材やデータサイエンティスト、科学技術を社会実装できる人材といった、社会のニーズに応じた人材を育成する取組を支援することを目的とするものです。

(2) 未来価値創造人材育成プログラム(a)超スマート社会の実現に向けたデータ サイエンティスト育成事業(以下「本プログラム」という)とは

膨大なデータが溢れる時代において、数理的思考やデータ分析・活用能力を持つ人が戦略的にデータを扱うことによる経営等への影響は極めて大きくなっています。我が国が国際競争力を強化し、世界に先駆けて Society 5.0 を実現していくためには、データから新しい価値の創造を見いだせる人材などといったデータサイエンティストの育成が急務となっています。

このような状況を受け、産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、文系理系を問わず様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、それぞれの分野でデータから価値を創出し、ビジネス課題や社会課題に答えを出す人材、いわゆるデータサイエンティストを育成する取組を支援するものです。産業界・地方公共団体等・複数大学²の協働により実践教育プログラムを開発・実施し、その

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金の総称。

 $^{^2}$ 本公募要領でいう「大学」は、本プログラムの申請対象機関である大学及び大学共同利用機関法人とする(短期大学及び高等専門学校は含まない。)。なお、3. (3) 及び (4) における「大学」はこの限りではない。

成果を広く全国に普及させることで、我が国における社会のニーズに応じた人材 育成への貢献を目指す大学院改革の取組を支援します。

2. プログラムについて

(1) 申請対象となる事業

本プログラムは、大学において、文系理系を問わず様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、それぞれの分野でデータから価値を創出し、ビジネス課題や社会課題に答えを出す人材などといった、いわゆるデータサイエンティストの育成機能を強化するため、そのための教育プログラムを産官学の協働により開発・実施し、その成果を広く全国に普及させる取組を対象とします。

なお、申請は、複数の大学連携による共同申請とし、単独での申請はできません。申請には、申請時点で代表校・連携校のすべての学長³の了解を得ていることが必要です。また、連携する企業及び地方公共団体等についても、選定後の協力について、理解を得ていることが必要になります。

特に、以下に関する事項に留意して実施する取組を対象とします。

①【大学間・産業界・地方公共団体等との連携体制の構築】

本プログラムは、産官学の教育ネットワークを形成して、実践教育を推進・普及していくことを目的としているので、形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や産業界、地方公共団体等との連携体制や事業の運営体制・マネジメント体制が明らかにされていること。特に、実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業、地方公共団体等の間で役割分担や協力内容が明らかにされていること(具体的な大学名や企業、地方公共団体等名も明らかにされていること。)。

②【体系的かつ高度で効果的な実践教育プログラムの開発】

社会の実課題をデータに基づき解決に導く共同研究プロジェクトといった高度かつ実践的な課題解決学習型の演習やインターンシップ、多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修等を組み合わせた体系的で高度な実践教育プログラムが具体的に構想・計画されていること。また、教育内容が大学院修士レベル程度の高度なレベルとなっていること。

2

³ 本公募要領でいう「学長」には大学共同利用機関法人の機構長を含む。

特に、以下の事項について、具体的に構想・計画され関連性が明確で実現可能 なものであること。

- (A) 教育プログラムの名称、目的
- (B) 教育プログラムの受講を通じ育成する人材像
- (C) 履修(受講)資格
- (D) 身に付けることができる知識・技術・技能・能力等
- (E) 教育内容(授業科目等)·教育方法
- (F) 指導体制(担当教員)
- (G) 学習時間
- (H) 修了要件
- (I) プログラムの年間スケジュール

③【社会人向け教育プログラムの開発・実施】

職業生活の中で、データサイエンスに関する知識・技術・技能・能力等を身に付ける必要に駆られた社会人が学び直すための短期でありながらも体系的な実践教育プログラムの提供が具体的に構想・計画されていること。その際、e ラーニングなどの IT 利活用等や社会人向けの短期間のプログラムの設定等により、社会人が本事業で行う実践教育を受けることができる仕組みを構築するとともに、教育プログラムの修了者の更なる学習・研究ニーズに応えるための具体的な工夫が構想・計画されていること。

④【社会のニーズに応える工夫】

実践教育プログラムや教材の開発・実施にあたっては、産官学が連携し、例えば、以下の点に配慮するなど、社会のニーズに対応した教育が提供できる工夫が 構想・計画されていること。

- ・教育プログラムや教材の開発段階から実質的な産官学の連携体制を構築する ことによる、社会ニーズの反映
- ・企業や地方公共団体等から提供されるデータ等を教材として活用した実課題 解決型授業等の実施
- ・実務家による講義・演習(業界のスペシャリストによる最先端の講義、企業や地方公共団体等の課題解決・意思決定時におけるデータサイエンス活用事例の紹介、実践事例の疑似状況による演習等)
- ・学問分野や世代間、業種間を超えた学生と社会人によるグループワークの実施

⑤【実践教育を行う人材育成機能の強化】

データサイエンス教育やその実践教育を広く全国に普及させるため、ファカル

ティ・ディベロップメント (FD) を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る構想・計画となっていること。

⑥【普及策、大学の学び直し機能強化への貢献】

例えば、開発した教育プログラムやそのノウハウを他大学への普及の展開方法 や、産官学連携によるデータに基づく課題解決策の普及、我が国における大学全 体の社会人学び直し機能の強化への貢献について、具体的な内容が構想・計画さ れていること。

⑦【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

社会(地域)における人材不足の状況を把握分析した上で定量的な複数の明確な指標を用いて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的でかつ実現可能性が高い達成目標(アウトプットとアウトカム)を設定すること(必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。)。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

〔必須指標〕

- 開発した教育プログラムを受講し、修了した学生数(社会人を含む。)
- ・開発した教育プログラムの社会人受講者数
- ・本プログラムによるFD活動に参加した教員数
- ※上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、毎年度のフォローアップ活動や中間評価及び事後評価実施時に 報告を求めます。

⑧【自己評価 (内部評価)・外部評価体制の構築】

自己評価の体制を構想・計画していること。また、自己評価のみならず、連携 大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行う体制を構 想・計画していること。さらに、自己評価と外部評価の結果を反映して改善を行 う具体的な仕組みを構想・計画していること。

⑨【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成した産官学ネットワークや開発した教育プログラムについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う構想・計画となっていること。そのために、例えば、以下の点について具体的な内容が構想・計画されていること。

- ・本事業を実施するために雇用する予定の特任教員等の補助期間終了後の取扱 いについて
- ・本事業を実施するために必要な運営費等の補助期間終了後の取扱いについて
- 修士課程の正課のカリキュラムに組み込んでいくための構想について

- 補助期間中及び補助期間終了後の社会人学生の受講料の在り方について
- ・企業、地方公共団体等の研修プログラムとの連携について
- ・開発する教育プログラムについて、事業期間中に文部科学省の職業実践力育成プログラム(BP)としての認定を目指すことの可能性について
- ・厚生労働省の専門実践教育訓練給付金やキャリア形成促進助成金などの活用 について

(2) 選定件数

申請の状況等により予算の範囲内で調整を行います。

(3)補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) 事業規模

補助金基準額 : 65,727千円(初年度・年間)

- ① 補助金基準額は、補助金額の上限であり、直接経費と直接経費の15%に あたる間接経費の総額です。
- ② 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ③ 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。 経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過 大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 公募にあたり、文部科学省において補助事業上限額(総事業費の上限)を設定することはいたしません。総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合が あります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2/3に、最終年度は当初配分額の 1/3に逓減させることも検討しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等をご検討の上、それに伴い発生する総事業費と補助金額の差額は、自己収入などの財源により、各大学が負担してください。また、前述の補助期間中の予算額の逓減の検討に関わらず、各年度の補助金額は、当該年度の全体予算等を踏まえ、取組の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 申請資格・要件等

(1)申請者等

① 対象機関

大学院修士課程または博士課程(前期)を設置する我が国の国公私立大学 ⁴及び大学共同利用機関法人(以下「大学等」という。)を対象とします。(申 請者として短期大学及び高等専門学校は対象としていません。)

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長もしくは機構長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。国内の大学等が複数参加して実施する取組であるため、あらかじめすべての連携校の学長の了解を得たうえで、主となる1つの大学もしくは大学共同利用機関法人が申請代表校として申請することとします。

事業者に「研究拠点形成費等補助金 (Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業)」を交付します。

③ 申請単位

申請は、大学もしくは、大学共同利用機関法人を単位とします。それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、研究所、大学共同利用機関)で申請することはできません。

4 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学もしくは大学共同利用機関法人に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2)申請可能件数

一つの大学及び大学共同利用機関法人を申請代表校として申請できる件数は 1件とします。申請代表校として複数件の申請はできません。

(3)申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本プログラムに申請できません (連携校も対象となります。)。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

⁴ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する学校に限る。)。

- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、 連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学(※修士課程・博士 前期課程に係る基準については、平成30年度の公募では適用しない。)

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

- 修士課程・博士前期課程
- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外 の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 平成29年度に実施した再推費におけるプログラムの事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学(対象プログラムは別添2のとおり。)
- vi) 平成 29 年度に実施した再推費におけるプログラムの中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学(対象プログラムは別添2のとおり。)

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成 15 年文部科学省告示第 45 号) 第 1 条第 3 号の要件を満たしていない大学又は第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

(4) 申請要件

本プログラムへの申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学(i~viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。)において申請時に達成しているか、中間評価実施年度末(平成33年3月)までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、 学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又 は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反して いないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、 それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画(シラバス)が作成され、かつその内容と し科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・ 基準が示されていること。
- iii) CAP 制⁵の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための 取組が行われていること (CAP 制を採用している場合は、その上限が適切 に設定されていること。)。
- iv) 学士課程教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が実施されていること (各年度中に学士課程教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。)。
- v) 成績評価において、GPA制度⁶などの客観的な指標を設け、個別の学修 指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日 等や募集人員の適切な設定(推薦入試における募集人員の割合の設定、2 以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区 分ごとの募集人員等の明記等)を遵守していること。

(設置関係)

vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」 が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

『平成30年度大学教育再生戦略推進費「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材育成プログラム(a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

その他、申請書の作成に当たっては、本プログラムにおける大学の取組、本プログラムに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請してください。その際、当該

⁵ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

 $^{^6}$ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント(GP)で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育改革を断行し、その質的転換を図るための総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本プログラムの選定のための審査は、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業委員会」(以下「委員会」という。)において行い、それに基づき、文部科学省において選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、おおむね7月下旬頃に行われる予定であり、面接対象となった大学については、別途委員会よりその旨を連絡します。 申請書等の内容について責任を持って対応できるよう、事業責任者等において は、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8月中旬頃に行う予定です。

(2)委員会による意見

選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めることや、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制等

- ① 事業は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 選定された大学は、事業の実施に当たっては、5.(2)に記載した委員会による事業の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。下記(2)に記載する事業の評価等においては、当該意見等への対応状況も評価の対象となります。
- ③ 選定された大学は、事業の実施状況について、定期的に自己点検・評価を 行ってください。事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評 価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評 価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備

していただきます。

- ④ 上記の③の他、選定された大学は毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用 実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出 された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合には、文 部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。
- ⑤ 選定された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が 適当と考える事項に対して、『研究拠点形成等補助金 (Society 5.0 に対応し た高度技術人材育成事業)』により、文部科学省から経費措置を行うことと しています。

選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する事業計画及び資金計画「補助期間における各経費の明細」を作成してください。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。

(2) 事業の評価等

- ① 事業については、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業委員会」による毎年度(中間評価実施年度は除く。)のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の平成32年度に、事後評価は補助期間終了後の平成35年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、 留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付す ことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と 合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価及び事後評 価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあり

ます。

(3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす 観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。 事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待し ます。

7. 申請書等の提出

(1)提出方法

『平成 30 年度大学教育再生戦略推進費「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 未来価値創造人材育成プログラム (a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、平成 30 年 6 月 4 日 (月) ~ 6 日 (水)の期間内必着で郵送してください。持ち込みによる申請は受け付けられません。

封筒に「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業申請 書等在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法(小包、簡易書留、宅配便等) により余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課情報教育推進係

「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業担当」

電話番号:03-5253-4111(内線 4750)

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保 管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。

⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)を参照してください。

8. 補助金の執行に関する留意事項等

(1)補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局 は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に 経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください(帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間(最大5年間)の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。)。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2)補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「研究拠点形成費等補助金(Society 5.0 に対応した高度

技術人材育成事業)交付要綱(平成 17 年4月1日文部科学大臣決定)及び「国公私立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成 26 年4月1日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認 不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に 参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学におけるデータサイエンティストの育成を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育における実践的な

教育の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課情報教育推進係

「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業担当」

電話番号:03-5253-4111 (内線 4750)

(2) スケジュール

公募説明会 平成30年4月17日(火)

公募締切 平成30年6月4日(月)~6月6日(水)

面接審查 平成30年7月下旬頃

選定結果通知 平成30年8月中頃

交付内定 平成 30 年 9 月上旬頃 (予定)

(事業開始)

(別添1:プログラム一覧)

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進 一大学教育再生戦略推進費一

平成 30 年度予算額 263 億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成	
〇 卓越大学院プログラム	56 億円
〇 博士課程教育リーディングプログラム	71 億円
○ Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業	12 億円
- 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)	(8億円)
- 未来価値創造人材育成プログラム	
(a) 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業	(3 億円)
(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成	(1億円)
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
〇 スーパーグローバル大学創成支援事業	40 億円
〇 大学の世界展開力強化事業	15 億円
ー COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(3 億円)
- ロシア、インド等との大学間交流形成支援	(5 億円)
ー アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化	(5 億円)
ー 中南米等との大学間交流形成支援	(2 億円)
■ 高大接続改革の推進	
〇 「大学入学共通テスト」準備事業	13 億円
〇 大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」	12 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進	
〇 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)	21 億円
■ 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化	
〇 先進的医療イノベーション人材養成事業	11 億円
多様な新二一ズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン	(11 億円)
〇 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	9 億円
ー 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(8億円)
ー 基礎研究医養成活性化プログラム	(1億円)

[※]補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添2:申請制限対象プログラム)

O 平成 29 年度に実施した事後評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログ ラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 23 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 24 年度	大学の世界展開力強化事業
1 /炎 2寸 十/文	(ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援)
平成 24 年度	大学間連携共同教育推進事業
平成 24 年度	がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
平成 24 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)
平成 26 年度	経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援

〇 平成 29 年度に実施した中間評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援
平成 26 年度	大学の世界展開力強化事業
干成 20 年度	(ロシア、インド等との大学間交流形成支援)
平成 26 年度	
平成 27 年度	大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」
平成 28 年度	
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業
	(中南米等との大学間交流形成支援)
平成 27 年度	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)

(別添3:経費の使途可能範囲)

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍(学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。)、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生の TA への採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金(事業目的に応じて記載)等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

本補助事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例 えば、設備・備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定 点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行 うことを含む。)等の業務請負、通訳・翻訳・校正(校閲)・アンケート調査等の 業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任 契約によるものは下記⑥「その他(諸経費)」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本補助事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代(酒類は除く。)などが挙げられます。

4 「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他(諸経費)」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例 えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手 数料、データ・権利等使用料(ソフトウェアのライセンス使用料等)、委託費等に 使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費(酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等)には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。 委託費について、本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である 場合、当該業務を委託(委任契約によるものに限る。)することができます。な お、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでく ださい。